

# 令和6年第4回養老町定例会会議録

令和6年第4回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

## ○議事日程（令和6年12月6日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 総務大臣表彰について
- 日程第5 議案第50号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第51号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第52号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第53号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第54号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第55号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第56号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第14 議案第59号 町道路線の廃止及び変更について
- 日程第15 同意第7号 監査委員の選任同意について
- 日程第16 議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第17 議案第61号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第62号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第63号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第64号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第65号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1

号)

日程第22 議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算(第1号)

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北倉義博

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部 産業観光課長	佐竹達也	産業建設部 建設課長	吉村和人
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	大倉巧
消防次長兼 消防総務課長	古川博規	消防課長	玉井洋祐

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 高橋正人 議会事務局書記 國枝利法

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第4回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。後段のほうの御唱和をよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和6年第4回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

---

○議長(北倉義博君) 次に、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、8番 早崎百合子君、9番 野村永一君を指名します。

---

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、11月29日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長(吉田太郎君) 議会運営委員会報告。

11月29日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会しました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、12月6日金曜日から12月20日金曜日までの15日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 総務大臣表彰について、6. 議案の提案説明及び委員会付託について、7. 町政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。この

ほか、委員長報告、議員一般質問、町長の発言及び答弁は演台で行い、議員質疑は着座のまま自席で行うこと。町長を除く執行部の発言については、提案理由の補足説明、議員質疑初回答弁、一般質問及び再質問等の初回答弁は演台で行い、初回答弁を行った後、再質問、再々質問は着座のまま自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問については、議会2日目の12月19日木曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことを決定しました。

次に、審議する議案等につきましては、条例の一部改正8件、事務委託の廃止に関する協議1件、町道路線の廃止及び変更1件、人事案件1件、繰入れの変更1件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算6件、以上計18件であります。

次に、審議方法については、初めに日程第5、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、町道路線の廃止及び変更についてまでの計10議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るためにそれぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受け、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第15、監査委員の選任同意については、人事案件につき議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第16、令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第22、令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）までの計7議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第5、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第13、証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についての計7議案の審査の付託先である総務民生委員会は、12月11日水曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員会委員長へ要請すること。

次に、日程第11、養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、養老町下水道条例の一部を改正する条例について及び日程第14、町道路線の廃止及び変更についての計3議案の審査の付託先である産業建設委員会は、12月11日水曜日午前11時から開催するよう産業建設委員会委員長へ要請すること。

最後に、日程第16、令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更に

ついでから日程第22、令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）までの計7議案の審査の付託先である予算特別委員会は、12月11日水曜日午後1時30分から開催するよう予算特別委員会委員長へ要請すること。以上のとおり決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月6日から12月20日までの15日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月6日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年9月から10月分までの現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老の郷づくり株式会社より経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第4、総務大臣感謝状の贈呈についてであります。

去る10月21日、令和6年度都道府県議会議員及び市区町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式があり、養老町議会議員として35年以上在籍し、町政に尽力されている水谷久美子議員に総務大臣感謝状が授与されました。

私が感謝状を代読し、記念品とともに贈呈いたします。

〔感謝状授与〕

○議長（北倉義博君） ここで、水谷久美子君から発言を求められておりますので、これを許可します。

○11番（水谷久美子君） お礼の挨拶を申し述べさせていただきます。

このたびは総務大臣感謝状の受贈に対し、貴重な時間をいただきありがとうございます。改めて、これまでの議員活動を振り返るとき、どんなときでも公私ともに叱咤激励で支え励ましていただいた全ての方々に、ありがとうございます、これからもよろしく願いますの感謝の一言に尽きます。

振り返りますと、平成11月7月には合併特例法が施行され、いわゆる平成の大合併の

議論が全国で沸き起こる中、養老町は合併を選ばず単独でのまちづくりを選択し、町制施行70周年の節目の本年は新しい未来の養老町をつくる始まりの年でもあります。

また、コロナ禍の4年間は当たり前の日常がいかにかに尊いことなのかを知ることとなりました。町民の皆さんの命や暮らしを守るため、目を充血させながら日々奔走された職員の皆さんの姿、厳しい環境の中で何ができるかを追求しながら知恵や工夫を凝らし豊かな園生活や学校生活を幼児、児童・生徒、保護者の皆さんとつくり上げられた保育教諭や教職員の皆さんの姿、議会も町民の皆さんから寄せられた声を町政に伝え続けました。

こんな貴重な体験をした私たちは、これからどんなことがあっても乗り越えることができるかと確信します。養老町の豊かな自然の恵みや産業の強みを生かしながら、多様な民意を議会に届けたいと思います。

本当にこのたびの御配慮ありがとうございました。

○議長（北倉義博君） これで総務大臣感謝状の贈呈を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和6年第4回養老町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

その前に、先ほど総務大臣感謝状ということで、水谷議員が35年という長きにわたり表彰を受けられました。私も職員上がりですので、私が職員になったときにはもう既に議員をやられておられました。これからも町政発展のため、80年、90年、100年先までも何とか御尽力をいただきたいというふうに思います。誠にありがとうございました。

令和4年12月に町民の皆様の御理解を賜り、養老町政のかじ取りを担わせていただくようになってから早いもので約2年がたち、今年も残すところあと3週間余りとなりました。この1年を振り返りますと、本年元旦に発生しました能登半島地震をはじめ、4月に民間組織で構成する人口戦略会議が公表しました消滅可能性自治体に全国で744市町村内、うち岐阜県内でも16市町村の中に養老町が含まれたことや、8月の宮崎県南部で発生しました最大震度6弱を観測する日向灘を震源とする地震により、気象庁が初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したこと、また同じ8月の末には全国的に記録的な大雨を発生させ、養老町においても床上床下浸水などの被害をもたらしました台風10号などに思い出され、少子高齢化や安心・安全が養老町を取り組んでいくべき重大な課題の一つであることを改めて強く認識させられた1年でした。

特に重要案件といたしましては、養老の郷づくり会社についてでございます。平成27年5月に資本金1,995万円、うち本町から出資金、町民の皆様方の貴重な税金を使った

財源であります出資金の495万円で設立しました養老の郷づくり株式会社が令和6年10月1日付、株主総会の議決により解散が決定いたしました。この会社は行政と民間企業と住民が連携し、スピード感を持って事業を実施していくことを目的に第三セクター方式で設立しましたが、思うように事業が進まず令和4年4月からは休止としておりました。本年4月に出資企業が町内で行っている大型プロジェクト事業の中止に伴い、養老の郷づくり株式会社の事業継続についても困難になったことから、解散することになりました。

なお、町からの出資金495万はどうなるんだというようなお声がございましたけれども、全額回収したわけでございます。本事業におきましては、町民の皆様方の御期待に応えられず誠に申し訳ございませんでした。課題などを精査し、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと思います。これが総括でございます。

また、今年には養老町が昭和29年、1954年に町制を施行してから70年という節目の年でもあり、4月より町役場だけでなく地域住民の皆様、各団体の皆様と共に町制70周年記念事業を順次実施してまいりました。明日の土曜日には、町人権擁護推進大会も予定されております。ぜひ多くの方に御参加いただきたいと思います。

これらの事業を通じまして、町の魅力を再発見し、共有する機会をつくることができていることでコロナ禍によって危機に瀕した地域コミュニティーをはじめ各分野のつながりの再構築が進み、この令和6年が本格的な日常を取り戻す年になったと感じているところでございます。なお、地域経済の回復の兆しも見せつつあるとされておりますが、物価高騰の影響も大きく、いまだ停滞感は否めない状況だと考えております。

そうした中、国では先月22日に日本経済・地方経済成長、物価高騰の克服、国民の安心・安全の確保の3つの柱とした総合経済対策を閣議決定し、その裏づけとして28日より召集されました臨時国会で一般会計歳出規模で13兆9,000億円の補正予算が提出されております。住民税非課税世帯の子育て世代への給付をはじめ電気ガス料金の補助の再開、避難所となるべく子供たちの安心・安全な学校体育館のエアコン整備のほか、所得税の基礎控除の引上げなどの検討、本町にも大きく関係のある内容となっております。

特に、所得税の基礎控除の引上げの検討につきましては、103万から仮に178万へと引き下げられたとしますと、住民税の減収が全国で約4兆円、地方交付税で約1兆円の減が見込まれると報道されており、全国の知事会をはじめ首長が財政上の懸念を表明しております。

当町においても、仮の試算ではございますが住民税で約4億6,000万円、普通交付税で約1億円程度の影響が出ると、可能性というふうに思っております。ただ、住民税の基礎控除が43万に引き上げられ対象から分離される案なども報道されておりますので、本町といたしましても新年度予算の編成時期を迎える中はございますが、こうした国の動向をよく注視し、長期化する個人消費の低迷や物価高騰の影響を受けている町民の皆様

様への支援、そして地域経済の回復と活性化に向けた効果的な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御協力を切にお願い申し上げます。

本定例会に提出させていただいております議案は、条例の一部改正が8件のほか事務委託の廃止に関する協議が1件、町道路線の廃止及び変更が1件、人事案件が1件、一般会計及び特別会計、企業会計の補正予算関連諸議案が7件の合わせまして18件でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

---

○議長（北倉義博君） それでは、日程第5、議案第50号から日程第14、議案第59号までの計10議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

次に、日程第5、議案第50号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第50号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正される見込みであることに伴い、養老町議会議員の期末手当につきましても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議会事務局長より補足説明させますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 高橋議会事務局長、演台にて補足説明。

○議会事務局長（高橋正人君） それでは、私より補足説明をさせていただきます。

まず第1条関係について説明をさせていただきます。

養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

第5条の改正については、期末手当の支給率を12月に支給する場合において0.1月分引上げをするものです。

次に、第2条関係について説明をさせていただきます。

新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

第1条の改正で、期末手当の支給率が0.1月分引上げになりますが、引上げ分について、一般職と同様に6月と12月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率について

変更はございません。

続きまして、議案書の附則第1条を御覧ください。

施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

また、第2条の規定は令和7年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第6、議案第51号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第51号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職職員の給与が国に準じて改正される見込みであることに伴い、養老町特別職職員の期末手当についても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町特別職の職員の給与に関する条例の新旧対照表 1 ページを御覧ください。

まず改正条例第 1 条関係について、説明をさせていただきます。

第 8 条の改正につきましては、期末手当の支給率を 12 月に支給する場合において 0.1 月分引上げをするものです。

次に、新旧対照表 2 ページを御覧ください。

改正条例第 2 条関係について、説明をさせていただきます。

第 1 条の改正で期末手当の支給率が 0.1 月分引上げになりますが、引上げ分について一般職と同様に 6 月と 12 月で均等に配分するように改正を行うもので、年間の支給率について変更はございません。

次に、施行日につきましては、第 1 条の規定は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

また、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

附則第 2 条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第 7、議案第 52 号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第 52 号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和6年の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月29日に閣議決定され、今国会にて成立する見込みであることに伴い、町においても国に準じて期末手当、勤勉手当、給料表等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

最初に、改正条例第1条関係について、説明をさせていただきます。

第19条第2項の改正については、12月に支給する期末手当の支給率を、一般職員は0.05月分、再任用職員は0.025月分引上げをするものです。

第20条の改正については、12月に支給する勤勉手当の支給率を、一般職員は0.05月分、再任用職員は0.025月分引上げをするものです。

別表第1については、給料表の改定を行うものであります。

次に、別添資料、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表15ページを御覧ください。

改正条例第2条関係について、説明をさせていただきます。

第19条の改正については、改正条例第1条で改正した期末手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

第20条の改正については、改正条例第1条で改正した勤勉手当の支給率について、6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

次に、施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

また、第2条の規定は令和7年4月1日から施行します。

附則第2条については、給与の支給についての必要な措置を規定しております。

また、附則第3条については、町の規則への委任規定としております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第8、議案第53号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第53号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

令和6年の人事院勧告を受け、養老町一般職職員の給与が国に準じて改正される見込みであることに伴い、給与条例を引用している規定の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、演台にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

第13条の改正につきましては、人事院勧告による給与条例の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

第13条の2の改正につきましては、期末手当同様、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

第21条の改正につきましては、フルタイム会計年度任用職員同様、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

第21条の2の改正につきましては、期末手当同様、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、給与条例を引用している規定について改正を行うものです。

次に、施行日につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行します。

附則第2項につきましては、令和7年度に支給する期末手当に関する特例を規定しております。期末手当の支給月数は、令和5年度から段階的に引上げを行っており、令和7年度は年間2.3月とします。

附則第3項につきましては、令和7年度に支給する勤勉手当に関する特例を規定しております。勤勉手当の支給月数は段階的に引上げを行い、令和7年度は年間1.0月とします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第9、議案第54号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第54号 養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同法の一部が令和7年4月1日以降に施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 永嶺税務課長、演台にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

主な内容につきましては、公益信託に関する法律の全部改正による公益信託制度の見直しに伴い、公益信託に関する税制上の措置を講ずるため所得税法等が改正されたことにより所要の改正を行うものです。

別添資料の養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

1 ページの第26条の8につきましては、新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について寄附金控除の対象とする規定を追加するものです。

2 ページの第42条の3につきましては、引用先である私立学校法の改正に伴い、条ずれを改めるものでございます。

3 ページの附則第2条の3の2につきましては、公益信託制度の見直しに伴い、公益法人への贈与と公益信託への贈与について同様の措置を講ずることとされ、地方税法についても同様の取扱いとなるよう所要の規定整備が行われたため削除するものです。

最後に、議案を御覧ください。

附則第1条につきましては、施行期日を定めるものであり、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行します。

ただし、第42条の3の改正規定は令和7年4月1日から施行します。

また、附則第2条につきましては、今回の改正に伴う町民税に関する経過措置を定めるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第10、議案第55号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第55号 養老町斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

近年、葬儀の多様化と養老町斎苑清華苑の利用促進のため、使用料の一部を見直すものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町斎苑の設置及び管理に関する条例新旧対照表を御覧ください。

時代の流れとともに、葬儀に関する考え方、少子高齢化及び核家族化などにより利用者のニーズも大きく変化し、葬儀においても家族葬、親族葬と言われる形態が多く見られるようになりました。これらに対応するため、告別式場使用料等の見直しを行うものであります。

この条例は令和7年4月1日から施行するもので、経過措置として、この条例による改正後の養老町斎苑の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によるものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 総括になるかは分かりませんが、家族葬を対象とした条例の改正ということで、家族葬をやった場合、従来より安くなるというような改正であると理解するわけですが、この新旧対照表を見ておりますと、祭壇の使用料は全部、東全館使った場合も西館を使った場合も、東半館使った場合も新旧対照表の新しいほうには書い

てありませんので、祭壇使用料はなしというような考え方でいいと思うんですが、新しく西館は4万6,000円とか、いろんな増えているところもあります。東館の場合、和室を使う場合1万5,000円とかいう改正ができておるんですが、東全館使った場合、東半館使った場合、西館を使った場合、安くなっているのか高くなっているのか、その判断が非常にしにくいものですので、分かりやすく説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） ただいまの松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

東館全館につきましては、現在の料金から9万6,030円の減、東館の東につきましては10万8,130円の減、東館の西につきましては13万9,130円の減、西館新館につきましては7万1,930円の減となっております。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 今課長が申したとおり、松永議員の回答でございますけれども、トータル的には安くなっておるんですけれども、祭壇につきましては老朽化で、購入するというよりは、御存じのように骨組みだけあって花で飾るというようなこともよく御存じだと思いますけれども、そのようなことで、もう更新しないということで、祭壇は今もう年度内に撤去しようかなあというふうに考えております。

ただ料金的には、いろんな宗教の方もお見えになりますので、そういったことを含めまして全体的には安くなっておるということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 今課長より減額の説明がありました。この資料をちょっと私どもに分かるように提供していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） 改めて資料のほうは御提出させていただきます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 私のほうからも、ちょっと総括ではないかもしれないんですけれども、委員会所属外ですので、住民の利便性に関わる可能性があるのを質問させていただきたいと思います。

資料のほうの3ページ、一番最後というか一番頭というか、備考欄の中の部分なんですけど、和室、洋室の使用時間は16時までとするとされていたものが、和室及び洋室の

使用時間は16時までとするというこの部分の変更というのは、何がどう変わるからこういう変更になったのか、ちょっと何か利便性の部分で使用方法が変わるよとかいう分かりやすい説明をいただけたらなと思うので、お答えいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） ただいまの岩永議員の御質問に回答させていただきますが、表記のほうを変更させていただいておりまして、使用内容等について変更はございません。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第11、議案第56号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第56号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和6年3月29日に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）が公布され、水道整備・管理行政が国土交通省に移管されることに併せまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件についての改正が行われるため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

別添資料の養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第3条の布設工事監督者の資格につきましては、資格要件の区分の新設として、大学等において機械工学科もしくは電気工学科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業したこと、また1級土木施工管理技術検定に合格したことを資格要件の区分として新設しました。

必要とされる実務経験年数の見直しとして、現行は必要とされる技術上の実務経験年数の全てが水道に関するものである必要があるところ、見直し後は水道の関連分野（工業用水路、下水道、道路及び河川）の実務経験年数をその半分まで算入することを可能としました。また、大学における衛生工学または水道工学の履修をもって必要とされる実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止しました。

次に、第4条の水道技術管理者の資格につきましては、資格要件の区分の新設として、大学等において土木工学科もしくは土木科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業したこと、技術士第2次試験のうち上下水道部門に合格したこと、1級土木施工管理技術士検定に合格したことを資格要件の区分として新設しました。

必要とされる実務経験年数の見直しとして、布設工事監督者を水道技術管理者の有資格者とする取扱いを廃止いたしました。

施工日につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 能登半島地震でも技術職員不足という壁が復興の足かせになっているということが報道で明らかになっていますが、水道事業における技術職員不足はピーク時と比べると3割程度減少し、50代以上の技術職員が全体の4割を占め、水道技術のノウハウの継承が課題となってきます。

提案されました条例改正については、緩和的な部分もあるのかなと思うんですが、2点で伺います。

水道法19条では、1名以上の水道技術管理者を設置し、技術上の水道管理業務を担当

させることを定めています。

養老町においては、設計や発注を担う技術職員体制は万全でしょうか。

2点目は、近隣市町との広域化や官民連携、さらに包括的な民間委託で水道事業を支える人的体制が必要との議論もあり、直営を見直す自治体もありますが、この点での町長の見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

水道技術管理者ですけれども、今水道課の職員、主査級の職員が1名ございますけれども、役場内におきましては産業建設部長、総務課長、建設課の副主幹、主査と合わせまして5名配置しております。産業建設部内ということで、今度の新しい部長はこの水道技術者の管理の資格も持っており大変技術にはたけたおるということで、そういったことも期待して配置をさせてもらっております。

技術職、資格を取るとすぐ中には辞めて、職業選択の自由ということでいろんな会社のほうに転職される方も見えますけれども、長い目を見まして技術職も定期的に採っておりますし、今年に入りましても定期的に募集もかけておりますので、そういったことではやはり若い方の育成というのも必要ではないかなということ考えてまして、人事育成計画の中でも技術職の育成も努めてまいりたいというふうに考えております。

ですから、今の段階では万全というか、助け合いながら職員一丸となって水道の分野でも技術管理の分野でもやっておるという状況でございます。

あと広域化や民間等の委託の考え方でございますけれども、水道の広域化というのは県でも圏域ごとに今議論をさせてもらっております。養老町におきましては西濃圏域ということで、揖斐も含めてですけれども、ただ料金とか配水の管の網形態とか資産の保有状況とか様々な課題がございますので、そういったところで広域化というのは少しえらいかなというふうに思っております。

ただ浄水場を持っておる自治体はちょっと西濃圏域ではないかなと思いますけれども、地下水に依存しておる、水源が地下水ということで次亜塩素酸ソーダということで塩素を使って滅菌をしておりますけれども、そういった薬剤の購入に関しては広域で購入したほうが当然単価は下がりますので、そういったところから少し検討しようということの試みということで事務方のほうからは聞いております。

ポンプ場の管理につきましては、水道事業の全面的な民間包括委託ではなしに部分的に管理業務だけを委託とか、そういったところから始めておるといような考え方で水道は進めております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。  
これより暫時休憩といたします。再開時間は10時50分といたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

---

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第12、議案第57号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第57号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

令和6年1月4日に下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）が公布され、下水道法施行令が改正されたことに伴い、大腸菌群数に係る放流水の基準の改正が令和7年4月1日から施行されるため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町下水道条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第11条の除害施設の設置等に係る基準では、第43号の放流水に含まれる「大腸菌群数」に係る基準を「大腸菌数」に係る基準に改めるものです。

施行日については、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第13、議案第58号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第58号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを説明させていただきます。

このたび岐阜市ほか18市町との本籍地以外の戸籍証明書等の交付請求、いわゆる広域交付の証明書の交付等に関する事務の相互の委託の廃止をするため議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

証明書の交付等に係る事務委託については、平成12年3月から西濃地域等の市町村で事業を開始し、住民票の写しや戸籍証明書、印鑑登録証明書、税証明の交付などを複合機を利用して実施してまいりましたが、全国の市区町村窓口において本籍地以外の戸籍証明書の交付請求（広域交付）が本年3月1日から可能となったことや、マイナンバーカードによるコンビニ交付の導入により取得できるようになりましたので、地方自治法の規定により8市12町で協議し廃止するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） それでは次に、日程第14、議案第59号 町道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第59号 町道路線の廃止及び変更についての説明をさせていただきます。

町道路線の廃止及び変更につきましては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 吉村建設課長、演台にて補足説明。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

町道路線の廃止、整理番号1の大巻36号線及び整理番号2の大巻95号線は、揖斐川養老大巻水防拠点整備されたことに伴い、町道路線を廃止するものでございます。

次に、町道路線の変更、整理番号1の大巻113号線は、大巻95号線の廃止に伴い路線を延長するため町道路線を変更するものでございます。

以上で議案第59号 町道路線の廃止及び変更についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第15、同意第7号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本件は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第7号 監査委員の選任同意について説明をさせていただきます。

このたび、現監査委員の田中隆氏の任期が令和7年1月27日に満了することに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する次の者を新たに監査委員に選任するため同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和7年1月28日から令和11年1月27日までの4年間となります。

記、住所、岐阜県養老郡養老町室原721番地、氏名、近藤彰宏。

以上で、同意第7号 監査委員の選任同意についての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 対象者の年齢をお知らせください。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

満65歳です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第16、議案第60号から日程第22、議案第66号までの計7議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは次に、日程第16、議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第63号の令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）で人件費の増加に伴い、一般会計からの繰入金を2万1,000円増額しております。

食肉事業センター管理費につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を8,426万6,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第60号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第17、議案第61号 令和6年度養老町一般会計補正予

算（第6号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第61号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第6号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億211万5,000円を追加し、予算総額を127億6,268万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、給与改定等に伴う人件費、障害者自立支援給付事業、乳幼児等医療事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

最初に、人件費につきましては、各款項目でそれぞれ所要額を補正しておりますが一括して説明をさせていただきます。

18ページの給与費明細書を御覧ください。

まず特別職の長等につきましては、期末手当で22万1,000円、通勤手当で9万7,000円、合わせて31万8,000円の増額であります。議員につきましては、期末手当で34万4,000円の増額であります。

次に、19ページの一般職について説明をさせていただきます。

報酬で260万9,000円、給料で4,079万3,000円、職員手当等で2,170万4,000円、共済費で1,440万2,000円、合わせて7,950万8,000円の増額であります。

報酬の増額の理由といたしましては、障害者雇用促進のため、新たに障害を持つ会計年度任用職員の雇用をするための増額となります。また、給料の増額の理由といたしましては、人事院勧告による給与改定に伴う増額となります。

職員手当の増額の内訳は、人事院勧告に伴う期末手当及び勤勉手当で664万5,000円、時間外勤務手当で732万7,000円、制度改正に伴う児童手当で323万円、異動等に伴うその他手当につきましては450万2,000円であります。

次に、10、11ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、1目一般管理費の職員管理費では、庁舎内での不審者対策として、さすまたの購入代17万8,000円を計上いたしました。

また、7目地域振興費の自治会館管理運営事業では、台風10号において雨漏れが発生

した室原自治会館の屋上防水工事のための工事費として665万円を計上しました。

次に、16、17ページを御覧ください。

款12公債費、項1公債費では、借入利率の変更等に伴い1目元金の町債年次償還元金で11万5,000円を増額し、2目利子の町債年次償還利子で21万9,000円を増額しました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額1億8,392万2,000円を増額しました。

最後に、5ページを御覧ください。

第3表 地方債補正では、後で説明がありますが、日吉小学校屋内運動場照明器具更新工事の計上に伴い、脱炭素化推進事業債560万円を追加しました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、報酬改定によるサービス利用料の値上げやサービス利用の増加により扶助費など1億4,523万6,000円を増額いたしました。

次に、国民健康保険特別会計繰出金では、職員給与費の所要額の増額により343万9,000円を増額いたしました。

介護保険特別会計繰出金では、事業費の増額に伴い、介護給付費町負担分として2,347万3,000円を増額いたしました。

また、地域支え合い体制づくり事業では、避難行動要支援者名簿登録の御案内送付に係る通信費として21万9,000円を増額いたしました。

3目福祉医療費では、乳幼児、重度心身障害者等医療機関の受診が増えたことに伴い、福祉医療事務事業では手数料43万9,000円を、乳幼児等医療事業では扶助費2,148万8,000円をそれぞれ増額いたしました。

4目、国民年金事務費では、市町村国民年金事務費交付金の額が決定しましたので、償還金49万4,000円を増額いたしました。

項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の出産祝い金支給事業では、3人目以降の出産数が当初見込みより増加することから負担金補助及び交付金20万円を、2目児童措置費、児童手当支給事業では、支給対象児童数が当初見込みより増加することから扶助費326万円をそれぞれ増額いたしました。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、令和5年度の国庫補助金精算に伴う返還金31万6,000円を、また出産・子育て応援事業では、令和5年度の国庫補助金精算に伴う返還金3万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入について説明させていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金を7,198万7,000円増額し、低所得者保険料軽減負担金を33万8,000円減額計上いたしました。また、児童手当負担金では児童手当交付金として260万4,000円を増額いたしました。

項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金、社会福祉費補助金では、障害者総合支援事業補助金を55万増額計上いたしました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金、社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費負担金を3,599万3,000円増額し、低所得者保険料軽減負担金を16万9,000円減額計上いたしました。また、児童手当負担金では、児童手当負担金として32万6,000円を増額いたしました。

項2県補助金、2目民生費県補助金では、福祉医療費助成事業審査支払事務費補助金を21万9,000円増額計上いたしました。

次に、款20諸収入、項4雑入、1目過年度収入では、令和5年度低所得者保険料軽減負担金国庫負担金精算金17万2,000円を、令和5年度低所得者保険料軽減負担金県負担金精算金8万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（竹中 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明をさせていただきます。

10、11ページを御覧ください。

款2総務費、項5統計調査費、8目農林業センサス費の農林業センサス費では、当初想定された調査の回答期限が延長されたことから、不足する事務員を雇用するため報酬39万7,000円、旅費1万2,000円の計40万9,000円を増額いたしました。

次に、12、13ページに移りまして、款6農林水産業費、項1農業費、4目畜産業費の食肉事業センター特別会計繰出金では、職員費の増額に伴い繰出金を2万1,000円増額いたしました。

次に、同じく項1農業費の5目土地改良費の多面的機能支払交付金事業では、対象農用地が転用などにより減じたことから、補助金の返還金として償還金、利子及び割引料を16万4,000円増額いたしました。また、農業水利施設管理強化事業では、西濃用水協

議会において本年度実施について協議が行われていた水利施設管理強化事業の負担金が確定したため、負担金補助及び交付金を40万6,000円増額するとともに、農業水利施設省エネ推進事業費では農業水利施設のエネルギー価格の高騰による影響を緩和するため、負担金補助及び交付金を94万5,000円増額いたしました。

次に、14、15ページに移りまして、款8土木費、項4都市計画費、1目都市計画総務費の都市計画管理費では、一般県道養老・平田線を国道258号から東に延伸し、牧田川、揖斐川に新しい長大橋を架橋することは、地域からも交通の利便性向上や災害時の速やかな対応のために要望があるところであり、海津市、輪之内町、安八町及び本町の1市3町により新養老大橋（仮称）架橋建設促進期成同盟会を組織し、岐阜県へ要望活動を行っております。このたび岐阜県の事業採択に向け、輪之内町と共に路線の都市計画決定を行っていくため資料検討業務として委託料298万8,000円を増額いたしました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、農業水利施設省エネ推進事業費補助金94万5,000円を新たに計上いたしました。

最後に、款20諸収入、項4雑入、2目雑入では、多面的機能支払交付金返還金21万8,000円を新たに計上いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

14、15ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校校舎等施設整備事業では、日吉小学校屋内運動場において照明器具の球切れにより照度が低くなっていることから、悪天候や夜間の活動に支障を来しているため照明器具更新工事費として626万4,000円を増額いたしました。

次に、16、17ページを御覧ください。

項4社会教育費、3目公民館費の公民館維持管理費では、中央公民館において、この夏の猛暑が長期化したことから例年に比べ冷暖房の使用が増え燃料費に不足が生じるため、中央公民館冷暖房用重油代として178万9,000円を増額いたしました。また、中央公民館の電気料に不足が生じるため141万9,000円を増額し、公民館維持管理費として合計320万8,000円を増額いたしました。

次に、地区公民館活動費では、各地区公民館において開催しております学級講座について、公民館活動がコロナ前の頃に徐々に再開されてきたとともに、町制施行70周年を

盛り上げるため各地区の公民館活動が活発化されてきていることから、学級講座の開講数を増加したことに伴い、講師謝礼に不足が生じるため地区公民館学級講座講師謝礼として111万9,000円を増額いたしました。

次に、地区公民館維持管理費では、各地区公民館の電気料に不足が生じるため70万7,000円を増額しました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款21町債、項1町債、9目教育債では、日吉小学校屋内運動場照明器具更新工事に係る町債として、脱炭素化推進事業債560万円を計上しました。

最後に、5ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、中学校教師用教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書等の購入費761万1,000円を新たに追加するものです。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 総務部関係のさっきの説明の中で、室原の自治会館の台風での被害の雨漏りの話があったんですけれども、こちら予算委員会までにその当時の被害状況の分かる写真等の資料を準備いただきたいと思うんですけれども、対応可能でしょうか。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） ただいまの質問に回答させていただきますが、準備できるようにいたします。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第18、議案第62号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第62号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ451万1,000円を追加し、予算総額を32億6,876万7,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、保険給付費等の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、職員給与の所要額として、国民健康保険関係職員費345万2,000円を増額いたしました。給与費明細書につきましては、10ページに詳細を記しております。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、1目出産育児一時金では、助産諸費補助金の支給額の増額に伴い100万円を増額するものです。

2目支払手数料では、出産育児一時金直接支払手数料として1,000円を増額するものです。

款4保健事業費、項2保健事業費、1目保健衛生普及費では、職員給与の所要額として1万3,000円を減額いたしました。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、令和5年度の特別調整交付金の過年度分返還金として7万1,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、職員の給与費等繰入金として343万9,000円を増額いたしました。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として107万2,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第19、議案第63号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第63号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、予算総額を1億5,810万1,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出において人件費の所要額を、歳入においては一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に補足説明をさせますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 佐竹産業観光課長、演台にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（佐竹達也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費の食肉事業センター関係職員費では、人事院勧告による給与改定及び制度改正に伴い、給料を10万7,000円、職員手当等を1万円それぞれ増額し、共済費を9万6,000円減額するもので、計2万1,000円を増額いたしました。給与費明細につきましては、10ページから12ページに詳細を記しておりますので御確認ください。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2万1,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第20、議案第64号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第64号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,305万8,000円を追加し、予算総額を31億6,504万7,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員の給与費の所要額のほか保険給付費の各サービス給付の増加等により給付費など所要額を計上してございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

10、11ページを御覧ください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、1 目一般管理費では、介護保険事業関係職員費246万1,000円を増額しました。

16ページから18ページの給与費明細書に詳細を示してございますので御覧ください。

次に、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス給付費、1 目居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費負担金では、本年度のサービス利用増加などにより7,886万円を増額しました。

2 目地域密着型介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費負担金においても給付費の増加により356万4,000円を増額しました。

3 目施設介護サービス給付費、施設介護サービス給付費負担金においても6,891万7,000円を増額しました。

以下、同様に本年度の動向に基づき、4 目居宅介護福祉用具購入費では27万7,000円を、5 目居宅介護住宅改修費では92万5,000円を、6 目居宅介護サービス計画給付費では32万円をそれぞれ増額しました。

次に、12、13ページを御覧ください。

項 2 介護予防サービス給付費においても、1 目介護予防サービス給付費では275万3,000円を、2 目地域密着型介護予防サービス給付費では11万4,000円を、3 目介護予防福祉用具購入費では31万8,000円を、4 目介護予防住宅改修費では30万2,000円を、5 目介護予防サービス計画給付費では125万7,000円をそれぞれ増額しました。

項 3 サービス給付諸費、1 目審査支払手数料では28万8,000円を増額しました。

項 4 高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費では606万2,000円を増額しました。

項 5 高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費では117万9,000円を増額しました。

次に、款 4 地域支援事業費、項 1 地域支援事業費、1 目地域支援事業費では、職員費として98万1,000円を増額しました。

14、15ページを御覧ください。

項 2 介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費では329万3,000円を、2 目介護予防ケアマネジメント事業費では118万7,000円をそれぞれ増額しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6、7ページを御覧ください。

まず款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、1 目介護給付費負担金では、給付費の増額に伴い2,958万2,000円を増額しました。

項 2 国庫補助金、1 目調整交付金においても給付費の増額に伴い825万5,000円を増額しました。

2目地域支援事業交付金（総合事業）では、人件費の補正などに伴い130万4,000円を増額し、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では9万5,000円を増額しました。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金においても、給付費の動向により、1目介護給付費交付金では介護給付費支払基金交付金、現年度分4,458万6,000円、過年度分961万6,000円をそれぞれ増額し、2目地域支援事業交付金でも現年度分140万7,000円、過年度分245万5,000円をそれぞれ増額しました。

次に、款5県支出金でも、給付費の動向により、項1県負担金、1目介護給付費負担金では2,408万9,000円を増額しました。

項2県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）についても人件費の補正などに伴い65万2,000円を増額し、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では4万7,000円を増額しました。

次に、款7繰入金、項1他会計繰入金、1目介護給付費繰入金は2,064万3,000円を増額しました。

2目地域支援事業繰入金（総合事業）では65万2,000円を増額し、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では4万7,000円を増額しました。

4目介護保険料軽減事業繰入金では、令和6年度低所得者保険料軽減負担金交付決定により67万6,000円を減額し、令和5年度の精算により過年度分34万6,000円を増額しました。

5目その他一般会計繰入金では、職員給与費分など246万1,000円を増額しました。

次に、8、9ページを御覧ください。

款8繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として2,749万7,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第21、議案第65号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第65号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ118万7,000円を追加し、予算総額を1,988万7,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、職員給与費及び介護予防支援事業委託料の所要額を計上するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、1目一般管理費では、介護サービス事業関係職員費としてトータルで職員給与費等25万6,000円を増額しました。

10ページの給与費明細書に詳細を示してございますので御一読ください。

款2サービス事業費、項1介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、介護予防マネジメント委託件数の増加により93万1,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款1サービス収入、項1介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では、介護予防マネジメント件数の増加により118万7,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） 次に、日程第22、議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、3条会計である収益的収入及び支出のうち、収益的支出を88万9,000円増額し、補正後の予算総額を4億7,228万9,000円とするものでございます。

なお、職員給与費は28万3,000円を増額し4,227万1,000円とさせていただきます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 加納水道課長、演台にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、10ページの収益的支出から説明をさせていただきます。

款1水道事業費用、項1営業費用、3目総係費では、職員の異動等に伴い人件費を補正するものです。給料56万9,000円減額、職員手当等を140万4,000円増額、法定福利費を10万3,000円増額、退職給付費を7万4,000円減額の計86万4,000円を増額いたしました。

また、現年及び過年度分上水道使用料に関して、相続放棄が2件ございましたので該当する上水道使用料を不納欠損処理するため貸倒損失を2万5,000円計上しました。

なお、職員給与費の明細につきましては4から6ページに詳細が掲載してございます。

以上で議案第66号 令和6年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は12月11日水曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

---

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日12月7日から12月18日までの12日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月7日から12月18日までの12日間は休会することに決定いたしました。

---

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は12月19日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

これをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時51分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月6日

議 長      北   倉   義   博

議 員      早   崎   百 合 子

議 員      野   村   永   一

